

エラブール繊維パーク

プロジェクト概要

この地域は「戦略的開発プロジェクト(SDP)」として指定されており、繊維パーク内に設立される戦略的な繊維製造投資は、スリランカのSDP法に基づく優遇措置を受けることができます。

約 300 エーカー以上の広さを誇るこの繊維パークは、繊維製造に関連する複数の分野におけるビジネスチャンスを提供します。製造業者は、この専用エリア内に工場を設立することができ、海洋排水施設、中央廃水処理施設、およびすべての製品に対する事前承認済みの環境許可など、多くの設備や施設が完備されています。

この繊維パークは、現地調達可能な生地を活用することで材料のリードタイムを短縮し、投入コストの削減を図ることを目的としています。



● プロジェクト/所有権構造

外国直接投資(FDI)

および国内民間投資

戦略的な立地

所在地:

スリランカ東部州

バッティカロア地区

エラブール・パトゥのポンナクダ

土地面積:

第1期 255 エーカー

(拡張の可能性あり)

工業用地 :182.4 エーカー



- **人口動態:**

東部州の人口:150 万人

労働人口:人口 50 万人以上の未開発の労働力プールが存在します。

失業率:4.8%

女性失業率:11.8%

- **土地割当、土地および水道料金:**

土地リース期間:30 年間

提案されているリース一時金:1 エーカーあたり 35,000 米ドル

提案されている地代:1 エーカーあたり年間 5,000 米ドル

繊維パークの進捗状況

- 環境影響評価が完了
- 「戦略的開発プロジェクト(SDP)」として認定
繊維製造プロジェクトは SDP ステータスが付与されます。

繊維パーク内インフラ供給概要

- 給水設備
 - 初期供給量:300m³/日
 - 最大供給能力:15,000m³/日
- 電力供給
 - 第1期向けに 10MVA の電力供給
- 廃水排出施設
 - 海洋排水システムを完備

許可されている事業活動

幅広い繊維加工事業に対応しています。

- 繊維の染色
- 繊維の洗浄
- 繊維の編み物加工
- 繊維の織物加工
- その他関連活動

投資優遇措置

「戦略的開発プロジェクト法(2008年法第14号)」に基づき、**戦略的開発プロジェクト**として認定

- **法人所得税(CIT)の免除**

事業から得られる総所得に対して、以下の法人所得税免除または優遇措置が付与されます。

投資額(米ドル)	最低雇用人数	税控除期間(年)	法人税 50% 減免期間(年)
1,000 万以上 1,500 万未満	150 人	5 年	2 年
1,500 万以上 2,000 万未満	200 人	7 年	2 年
2,000 万以上 2,500 万未満	300 人	8 年	3 年
2,500 万以上 3,000 万未満	350 人	9 年	4 年
3,000 万以上	400 人	10 年	5 年

免税期間の開始は、企業が BOI(スリランカ投資委員会)と契約を締結した日から1年半(18か月)後に開始されます。

免税期間および優遇期間終了後の取り扱い

- **輸出およびみなし輸出:** 輸出収益については、その時点で適用される輸出業者向けの法人所得税(CIT)の優遇税率が適用されます。
- **輸入代替品(国内市場向け販売):** 製造業者向けの法人所得税率とその時点で適用されます。

※みなし輸出: 輸出向けアパレル製造に従事する企業への販売。

輸入税および課徴金の免除

(関税、港湾・空港開発税、セス、付加価値税すべて免除)

- プロジェクト実施期間中の建設関連物資の輸入
- 設備、機械、機器などの資本財の輸入(原材料および生産・加工関連消耗品)
- 国内市場向け販売を含む輸入代替品や輸出向け製品に適用